

③ 企業立地等に係る奨励金制度の検討について〈見直し〉

【 現状の制度：企業立地促進奨励金 】

目的 本市への新たな企業等の立地促進と既存企業等の新たな建物や設備の拡充、事業継続を支援し、留地を図る。

対象 市内に立地または建替等をした企業等（業種限定なし）

要件 市内で自己の事業の用に供する、以下の不動産の新規取得・建替等

- ・ 500 m²以上の土地
- ・ 延べ床面積 500 m²以上の建物
- ・ 5,000 万円以上の設備（償却資産）

奨励金 対象不動産に課される固定資産税・都市計画税相当額の2分の1
金額上限設定なし

交付期間 対象不動産に初めて課税される年度から 5 年間

交付実績 R1 年度 38 社、337,795,000 円

R2 年度 42 社、352,586,000 円

R3 年度 40 社、564,000,000 円

【 本制度の効果 】

本市への立地への動機付け、既存企業の事業継続（新たな設備投資等）
新たな企業立地による、固定資産税や法人市民税の増収
立地した企業での新たな雇用創出
従業者の市内での購買活動等による経済的な波及効果

【 課題 】

制度創設から約 20 年が経過しているが、この間大きな制度改革を行っておらず、検証が必要。

制度の有効性を踏まえ、本市の現状に見合った制度の見直し検討を行う。